

退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する件について

2001年7月
人権委員会

退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する調査委員会の報告および弁護士の見解を受けて、人権委員会としては次の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

申し立て者（西口氏）が97年ごろから第3者に話をしていることから考えると、少なくとも97年ごろ以降、91年あるいは93年のセクシャル・ハラスメント被害に悩んでいたことは明らかとなったが、西口氏の言い分を十分に証明する証拠や証人を得ることはできなかった。かなり年月が経ち、時間の経過とともに詳細な部分についての記憶が不十分になっていることなどから、これ以上の調査を続けることは困難であると思われる。

調査委員会の報告を総合すると、人権委員会としては当該セクシャル・ハラスメントの有無を判断できない状況であるといわざるをえない。

したがって、人権委員会としては、人権擁護特別委員会の設置を要請するに至らないことを結論とする。

なお、慎重をきして会議を重ね、専門家にもご意見を伺うなどしておりましたために、結論に至るまでに時間がかかってしまい、申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

.....
退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する「調査」途上で分かった件に関して

二宮先生が、当時の歓送迎会の席上で、女性従業員の体の一部を触る行為を行っていたことが、93年（91年）セクハラ調査の過程で浮上しました。二宮先生自身の証言のほかに、複数の教員が類似行為を目撃し、不愉快な思いをしていました。

二宮先生はそうした行為は、酒の席であり、相手は従業員であり、何ら問題ないと考えていらっしゃるようでしたが、大学の行事の場で、他の教員などもいる中でのそうした行為がもたらす意味は、セクハラ・人権侵害に関する今日の意識水準からみて、問題であると、私たち人権委員会・調査委員会は考えます。

調査対象であるセクシャル・ハラスメントとは別件ではありますが、人権委員会・調査委員会としては無視することはできない問題であると認識しましたので、ご注意申し上げます。

組織・規定の整備

ガイドラインの改定

人権委員会規程

セクハラ防止などに関する規程

経大セクハラ防止等対応概略図をつくること

防止・予防という用語について

「防止」「予防」定着 文部省などのセクハラガイドライン 「防止」
各大学ガイドライン、規定で 防止、予防の使用例が多数
経大ガイドラインで「セクハラ予防」「防止」
その他「エイズ予防」「予防教育」「児童虐待の予防」等としても
使用されている

☆ ☆ ☆

A氏からの「意見と要望」にたいして (7月11日)

返答案

「セクハラ嫌疑に関する意見表明と要望」への返答

人権委員会

申立書やアンケートのコピー要求について

「資料」のコピーをお渡しすることはできません。理由は、まず「A氏からの申立書」に関しては、その申立書の関連部分についてはすでに調査の段階で口頭で内容を伝えており、コピーをお渡しする必要性がないと判断すること、この件が「セクシャル・ハラスメントの有無を判断することはできない」という結論に至ったのです。B氏には必要ないということ、これは調査を進める上での内部資料であり、B氏にわたす種類のものではないこと、この申立書の中にはセクシャル・ハラスメント以外のことが書かれており、そこについては学長預かりであり見せることができないこと、以上の諸点を総合して、コピーをお渡しする必要はないと考えます。

アンケートについては、これもすでに必要な部分は虚偽ではないという意味で実物コピーをおみせしたこと、「報告書」の形で書かれている内容については公表してあること、実物コピーを渡した場合、書いた者の筆跡がわかり人権侵害の危険性があることなどから、コピーをお渡しすることはできません。

結論に至るまでに時間がかかった点について

たしかにガイドラインには2ヶ月以内に調査委員会が人権委員会に報告することとなっております。すでに「報告」の段階でもお詫び申しあげましたが、私たちも迅速な対応が必要と思っており、遅くなった点に関しては重ねてお詫び申し上げます。

経緯を振り返っておきます。昨年末に申立書がきたため、まず冬休みがあり、1月に調査委員会を立ち上げ、検討と調査を開始しました。(その間、人権委員会は別件も対応中)そして2月末までにほぼ調査を終え「調査委員会報告書」の検討に入り、3月には追加の調査をしつつ、報告書の検討を続け、3月22日に調査委員会として最終的な結論を出しました。つまり約3ヶ月かかったわけです。確かに2ヶ月と比べると遅いですが、春休みを返上して私たちも行動したのであり、慎重に調査と議論を重ねたため、これぐらいは必要であったと実感しております。その後人権委員会での議論が続き、最終的に弁護士に相談するなどしていたため、5月末までかかりました。それを受けて人権委員会で最終的に結論を6月に出し、教授会などに報告したわけです。

以上を振り返りますと、確かに長くなりましたが、職務怠慢で放置していたというわけではないことが分かっていただけだと思います。なお、他大学の例ですが、1年以上の長期間の調査になった例があることを聞きました。経験を踏まえまして、人権委員会として、ガイドラインの見直しなどを検討していきたいと考えております。

「情報遺漏」に関して

人権委員会としましては、守秘義務を各人が自覚しており、そのことは何度も会議で確認しております。文書につきましても重要なものは回収しており、各人にも厳重な管理をお願いしております。

しかし、事実として一部に関連情報が流れているようです。理由は不明ですが、聞き取り調査の過程で噂が広がること、訴えた方自身が数人に相談していることなど、いくつかのルートが考えられます。必ずしも人権委員会の誰かが情報を意図的に遺漏したとはいえないと考えております。今後とも、いっそうの情報管理を徹底していきたいと考えております。

聞き取り調査した人物名の公表要請等について

訴えた方から「相談した」など名前のがあつた人や、当時歓送迎会に出席して責任ある立場にいた人など関連人物数人に聞き取り調査をしました。しかし、調査における秘密の保持、プライバシー保護がありますので、調査した人物の氏名を公表することはできません。人物人選は公平であったと考えております。

アンケートの実施管理体制がずさんであるとの指摘

書いた者が不安にならないように、学生のプライバシーを考慮したり、書かれた内容を他人が見ないようにすることは考慮しました。そこで回収ボックスには鍵をかけ、不正に他人が見るとか改ざんするなどはできないようにしました。アンケート結果コピーにもナンバリングして人権委員会でも回収するなどの管理を行いました。したがって、管理体制自体に問題があったとは考えておりません。

学生に配ったものを使って誰かが意図的にうそを書くようなことは通常はないものと考えられます。アンケートもそのような観点にたち、叙述の具体性や筆跡も含めて考慮して、いいかげんなものであるとは考えておりません。しかし、また、書かれている事がすべて

事実であると断定することもできませんので、先日のようなアンケート結果発表（委員長メモ説明）となりました。

なお、学生に配る返答用紙に番号を打つことじたいが、書いた学生を特定するものとして敬遠されるのではないのでしょうか。自己点検自己評価委員会の調査の場合、景品を学生にわたすための番号であると聞いております。

被疑者の人権を考慮せよとの訴え

「被疑者」の方にも人権があることを考慮するからこそ、人権委員会は慎重に対処してきました。双方から公平に意見を聞き、複数の証人からも事情を聴取し、今回の結論に至りました。アンケートの場合でも、「すぐに調査し、処分しろ」との意見（研修会や公開質問状、教授会などでの意見）に対しましても、各人の人権を尊重する立場から公平に対処してきました。「A氏からの申立ての件とアンケートに名前のあがった人物が同一かどうか、同一人物なら問題だ」との意見にも、同一かどうかはお答えできない、それぞれの件に関してできるかぎりの対処をしているという公正な立場で返答しております。当然、両件において、名前は出しておりません。こうした一連の対応から、人権委員会が先生の人権を十分に考慮していることがご理解いただけるものと思います。

調査途上でわかった歓送迎会でのセクシャル・ハラスメントに対する注意について

これにつきましては、人権委員会としまして、適切な対応をしていると考えており、修正には応じられません。

すでに文書と口頭でお伝えしましたように、セクハラ調査の過程で浮上したことを、看過することは適切でないと考えます。複数の教員が類似行為を目撃し、不愉快な思いをしており、今後、そうしたことがないようにご注意申し上げたことは、適切な対応と考えております。これについては真摯に反省をしていただきたい、今後の行動に注意いただきたいと考えております。委員会で決まった点などにつきまして文書で管理することは当然であり、文書に残すなという申し出には応じられません。このような主張をされること自体、どこまでこの「注意」の趣旨を理解されているのかと疑います。

一連の疑惑は名誉毀損と人権侵害であるので、名誉回復などの対処をせよとの指摘

以上ご説明申し上げたように、人権委員会としましては適切な対処をしてきたと考えて

人権委員会 8月9日

A氏からの要望に関して

A氏に文書で返答の必要 (7月24日にA氏と会う 間野、近藤、伊田)
(A氏付き添い 1名 個人として)

返答 (案)

A氏からの要望書のなかの情報に関して 伊田が伝えていた範囲内であった

自己点検自己評価委員会からの返答に関して

それに対して 再度文書提出 (委員長 案)
学長へ (案)

NCSH 研修に参加しました

アンケートや噂への対処の一例

イエローカード制度 (大分大学) 調査による判断でなく、こういうのがきていますよ
という「注意」 処罰ではない

研修

2学期 教員全員への研修 1回 教授会の前 90分
職員への研修 教員向けおよび学生むけと兼ねて、どこかに1回参加
学生向け
人選 セクハラに関して専門的な 弁護士 あるいはNCSHの中心メンバー
(実際の各大学の実情に詳しい人)

相談員研修 人権委員会メンバー 向けの特別研修が必要

ガイドラインにも書いてある

NCSH でも指摘されていた 二次被害を防止するため 適切な対処がなされるため

記録保持に関して

今後、「相談」「訴え」「調査」に関しては、いっそうの管理：基本的にコピー文書回収、正式
に会議記録として残して、金庫に保管 (事務局責任)

弁護士事務所との契約

調査委員会に必要な応じて、最初から入ってもらうこと
相談員にも専門家 関大などは、特定曜日に専門家がくる
経大では、連絡先を書いておいて、直接、経大と契約している弁護士
事務所にかかるようにするのはどうか。

これも規程に入れる